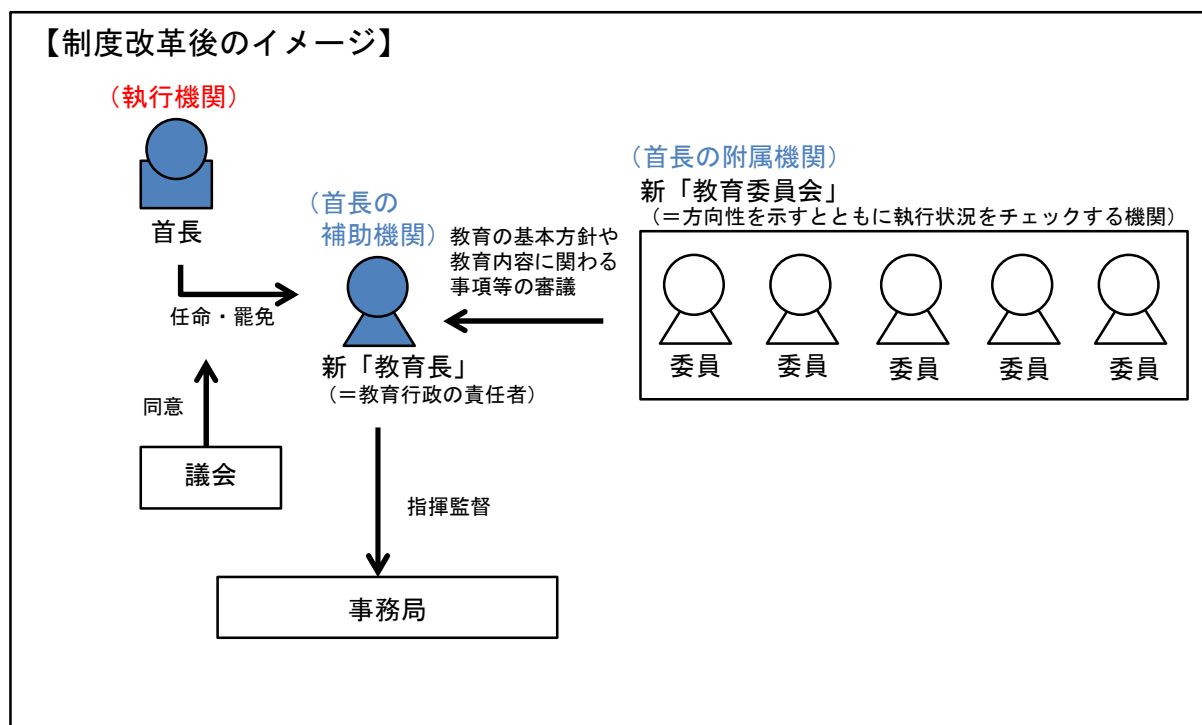


教育委員会制度の改革に関する論点メモに基づくパターン①

教育委員会＝首長の附属機関　教育長＝首長の補助機関



<教育委員会>

- 教育委員会は、首長の附属機関
- 教育委員会は、教育長からの諮問を受けて答申を行うとともに、自ら教育長に対し、建議、勧告等を行う(一定の事項について同意権を持つものとすることができるか)
- 教育委員会は、教育長の事務執行をチェックする

<教育長>

- 教育長は、首長の補助機関
- 教育長は、首長からの委任により、教育に関する事務を執行
(※首長は、教育長の日常の事務執行については指揮監督しない)
- 教育長に委任する事務は、法律で規定